

議案第56号

鳥栖市水道事業施設の使用に関する鳥栖市との協議について

鳥栖市水道事業施設を下記のとおり基山町住民に使用させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月5日提出

基山町長 松田一也

記

- 1 使用させる施設 鳥栖市浄水場ほか基山町住民に使用させるために必要な施設
- 2 給水区域 佐賀県三養基郡基山町大字長野字会田の一部の区域（以下「会田地区」という。）
- 3 使用関係 鳥栖市水道事業給水条例（平成10年条例第18号）及びこれに基づく規程等の定めるところによる。
- 4 経費負担 水道施設の整備に係る経費の負担は、鳥栖市の給水区域と会田地区の面積割合により負担する。

平成28年12月13日原案可決